

第38回 市川市行徳臨海部まちづくり懇談会 議事内容

日 時：平成28年1月27日（水）18:30～20:00

会 場：南行徳市民談話室 集会室3～5

出席者：西村 座長（東京大学教授） 風呂田氏（東邦大学名誉教授）
金井 氏（行徳地区自治会連合会） 歌代 氏（南行徳地区自治会連合会）
東 氏（行徳野鳥観察舎友の会） 中島 氏（市川市行徳漁業協同組合）
木村 氏（南行徳漁業協同組合） 矢板 氏（塩浜協議会）
櫻井 氏（都市再生機構） 川口 氏（市川市民）

[事務局]行徳支所：大越支所長、大塚次長

地域整備課：小川課長、磯部主幹、長島副主幹、高木副主幹

越塚副主幹、榎本副主幹、鈴木副主幹、浅尾副主幹

太田黒主査、中橋主任

[関係課]街づくり推進課：藤田課長

座長の選任について

事務局（小川）

開会にあたり、初めに座長の選任についてお諮りいたします。

前回に引き続きまして、東京大学の西村教授にお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。

<全員了承>

それでは西村様よろしくお願ひいたします。

1. 開 会

西村座長

こんばんは、よろしくお願ひいたします。

このところは、年に一度の情報共有というかたちで開催されておりますが、今回も次第に沿って進めさせていただきます。まず市川漁港整備事業についてまとめて報告をいただいてから質疑をいたしますので、事務局から説明をお願いします。

先ほど支所長からこの事業はすぐに動くという事で実施設計も固まっているとのこと。昨年もご説明いただきましたが、最新の状況をご報告していただければとのことですので、よろしくお願ひいたします。

2. 報 告 行徳臨海部のまちづくりに係る状況について

(1) 市川漁港整備事業について

事務局（小川課長）

市川漁港の整備につきましては、座長からお話がありましたとおり、本日までご出席いただきありがとうございます。2漁協のご協力のもとに協議を重ね、来年度から工事に着手する段階までできております。改めまして両漁協様にはお礼申し上げます。

本日は、市川漁港整備工事とあわせまして、漁港区域内の直立護岸部分の補強工事とモニタリング調査につきまして報告をさせていただきます。

事務局（太田黒）

市川漁港整備事業について、漁港整備工事と護岸補強工事についてご報告させていただきます。

資料1をご覧ください。漁港整備工事について、事業概要として市川漁港は市川二期埋立計画を前提として整備されたことから、狭隘で十分な漁港施設用地もないため、登録漁船数290隻の半数以上は漁港以外に係留しており、漁業の活動拠点としての機能を十分に果たすことができていません。さらに、昭和46年の完成から約40年間の経過し、防波堤などの外郭施設の老朽化が著しい状況にあります。このような状況から、外郭施設、係留施設及び輸送施設を整備し、安全性の確保や漁業活動の効率化による生産コストの削減を図ります。

工事内容としまして、本事業は漁業活動が営まれている区域での工事となり、また、他の海上工事、漁業活動状況、海難防止対策等の施工条件があることから、工事期間が長期になる見込みです。このため、事業をⅠ期、Ⅱ期に分けて事業を実施します。

第Ⅰ期の整備事業は現市川漁港区域内で、現況漁港の西側に整備する予定です。なお、第Ⅱ期事業については、第Ⅱ期事業基本計画案作成時に改めて検討する予定であります。第Ⅰ期事業の計画としましては、平成27年6月に事業基本計画について水産庁及び千葉県より承認を得ております。内容としましては、係留漁船数88隻、防波堤が約366m、係留施設約395m、駐車場が約290㎡であり、事業費は約18億円を予定しております。

続きまして、護岸補強工事についてご説明をさせていただきます。事業の概要としましては、漁港整備を行わない漁港区域内の護岸区間約250mは、昭和40年代に建設されており、漁港整備事業終了後の平成32年度以後においても改修されない見通しであります。隣接する塩浜一丁目護岸及び漁港整備事業区域は護岸施設の更新が実施済みもしくは事業中ではありますが、本区間は40年間以上にわたって機能維持対策がなされず崩壊の危険が高まっていることから、延命化対策として平成28年度から3ヵ年をかけて護岸補強を図ります。

内容としましては、袋詰玉石設置による補強としまして、28年度に約1,200袋、3ヵ年かけて約3,500袋の袋詰玉石を設置いたします。また、現況の護岸と袋詰玉石の間に吸出防止材を布設する予定でございます。以上でございます。

事務局（浅尾）

続きまして、漁港のモニタリング調査につきましてご報告いたします。

市川漁港整備工事において、環境負荷をモニタリングにより分析し、工事実施における事業管理手法につなげることにより、工事中の環境負荷を低減するとともに工事後における事業区域内及び周辺的环境を保全することを目的として行うものです。

モニタリング調査につきましては、来年度の工事実施前から年2回行う予定です。測量範囲につきましては、資料1の計画平面図に記載してある青い線になりますが、500メートルを2測線行います。調査項目につきましては、地形、底質、水質、海生生物の4項目を予定しております。

調査期間については、工事着手前から完了後まで、平成28年度から33年度までの予定であります。また、モニタリング試験の判断基準につきましては、地形については、護岸から150m地点の防波堤の外側において、施工前の海底面に対して±0.5m以上変化しないことといたします。

底質につきましては、同じく護岸から150m地点の防波堤の外側において、泥分が40%を超えないこと、水質につきましては浮遊物質において懸濁物質が10mg/Lを超えないこと、海生生物につきましては、現在の直立護岸の位置で、整備後は-2.0m物揚場になる場所で現在の生物群集が再定着すること、このような判断基準で現在は考えているところでございます。

またモニタリング項目は表として資料にあります。最後に資料3ページにこれまでの漁港整備に関する経緯・経過がございますのでご覧いただければと存じます。

市川漁港整備事業に関しての報告は以上でございます。

西村座長

(1)の報告については以上ということですが、何か質疑があればと思いますが、議論は漁協の皆様方とは終わっているとのことですがけれども、何か補足がありますでしょうか。

中島氏

特にありません。

木村氏

特にありません。

西村座長

何かご質問ありますでしょうか。

歌代氏

事業主体は何処になるのでしょうか。

事務局（浅尾）

ただいまご説明しました事業の主体は全て市川市になります。

歌代氏

護岸は千葉県ではないのですか。

事務局（浅尾）

護岸補強工事は、漁港区域内の護岸を行いますので、事業主体は市川市となります。また、漁港整備事業は県の補助を受けながら事業を進めていきますが、護岸の補強につきましても、県では該当する補助メニューがないうえに緊急的に対応していくことから、市川市単独事業で補強していくことになっております。

歌代氏

担当課は地域整備課ですか。

事務局（浅尾）

地域整備課でございます。

東氏

護岸補強工事にある吸出防止材とは何でしょうか。

事務局（太田黒）

吸出防止材とは、一般的な土木マットと同じ材質で、硬質な綿のような素材で厚さは1cmから2cm程が標準であります。

いわゆるクッション材、衝撃緩和材の様なイメージで見ただけであれば良いと思います。

東氏

図面を見ても防波堤の高さがよくわからないのですが。

事務局（太田黒）

模型で説明させていただきますが、防波堤については、防波版が水面からおおよそ3mから5m程まで突き出る様なイメージでございます。

水面下は現在実施設計中ではありますが、約30mから40m地点まで鋼管杭を打ち込んで支持層まで到達させる予定でございます。

突堤につきましても、水面からの張り出しはおおよそ2mから4mとなる予定でございます。

西村座長

他に何かご質問ありますか。

風呂田氏

モニタリングの海生生物で、現在の生物群集が再定着することとありますが、ここでモニタリングするのは生物の保全を前提に工事が行われるということだと思いますが、漁港を整備するという事は、漁業生産が活発にならないといけない訳で、そういった意味で漁業資源や生物の回復を議論して、それにかからめて現状生物の保全という事に至ったのか、どういう生き物を残そうとしているのか、それはなぜなのか。

また護岸緊急対策工事の袋詰玉石設置も、現在の状況と袋に入った玉石を設置した後ではまったく生物も変わるのが当たり前かと思いますが、それが同じ状況にならなくてはいけないとなると、かえって工事が生物への影響が出てしまうのを最初から予定しているようになってしまうのですが、そのあたりをどのように予測してこのような結論に至ったのかお聞かせいただきたい。

事務局（浅尾）

海生生物の判断基準につきましては、生物群集が再定着するという事を目標に掲げて現在調整をしておりますが、風呂田様のご意見のとおり、現在は直立護岸の部分が、漁港区域内に変わり、漁業活動の生産拠点として利用状況が変わる予定でございます。

環境モニタリングの理想としては、現状回復になりますので、このモニタリングの案ではそれに基づき判断基準を考えたところですが、使い方が変わっていくことをふまえて、判断基準の修正を図っていく必要があるのではないかと、ただ今ご意見をいただいて考えております。

具体的には、漁港の中の生物群集の再定着を考えていく必要もあるかと思いますが、漁港の外でも今までどおり生物が定着するかという部分の規準も判断していく必要があるのではないかとと思います。

袋詰玉石設置につきましては、工事場所が違い、モニタリング調査は漁港整備部分において行う予定であるため、護岸補強工事につきましては今のところモニタリングをしていく予定はございません。以上でございます。

風呂田氏

護岸補強工事は一時的な措置なので、モニタリングは特に考えていないでよいと思います。

川口氏

生物再定着の件は、スパンをどれくらいで見るかでだいぶ変わると思います。私の理解の範囲ですが、普通の護岸の工事では10年経てばほとんど回復すると思います。3年や5年では回復しないものもありますが、長い目で考えればいいのではないかと

というのが私の考えです。

質問は別で、市川漁港のⅠ期工事の全体的な予算は、実施設計が完了して積算してからでないといけないという事によろしいのですね。

事務局（太田黒）

おっしゃるとおりで、今後の積算によるところです。

川口氏

わかりました。

西村座長

平面図でモニタリング側線 2 のⅡ期工事の船揚場の先にⅠ期の突堤がありますが、先に突堤だけⅠ期工事で独立して海の中に作るのでしょうか。

事務局（太田黒）

Ⅱ期工事の船揚場になる部分は現在の漁港がある場所ですので、Ⅰ期工事で現在の漁港の先に作り上げてから、Ⅱ期工事で漁港部分を変えていく予定であります。

西村座長

現在の漁港があって、そこから延長して突堤を作ってから、現状の部分が船揚場になるのですね。わかりました。

川口氏

駐車場は漁業者専用ですか。漁港を見に来た人は使えるのでしょうか。

事務局（太田黒）

駐車場に関しては、これから実施設計で詰めていく予定ですが、今のところは漁業者用として考えております。

西村座長

他にありませんか。 よろしいでしょうか。

それでは、次にその他の事業の報告を事務局からお願いします。まとめて報告をいただき、質問はその後にいただきたいと思います。

事務局（小川課長）

事務局から(2)につきましては、大きく 3 点ございまして、塩浜地区整備事業と干潟的環境形成について、そして地域コミュニティゾーンについてでございますが、これにつきましても、それぞれ担当から一括で報告させていただきます。

事務局（鈴木）

地域整備課の鈴木でございます。報告事項として、「塩浜地区整備事業について」と「干潟的環境形成について」をご報告させていただきます。資料2をご覧ください。

まず市川塩浜第1期土地区画整理事業について、前回以降の状況について、ご報告いたします。

この土地区画整理事業につきましては、JR京葉線 市川塩浜駅の南側の約12ヘクタールについて、市を含む計5者の地権者、以降「準備会」と言います、により、個人施行で土地区画整理事業を行うべく、千葉県の事業認可取得に向けて、活動しているところです。

前回、昨年1月の懇談会では、区画整理の準備会にて合意されていない1地権者の換地や補償、または、代替地について話し合いを行っているところですが、その後、この1地権者とは、話し合いを続けた結果、区画整理事業地内に換地することで合意を得ました。

以上のとおり、準備会全員の内諾を得られましたことから、早期の事業化を図るため、準備会では次のステップとして、事業協力者としてゼネコンを導入したく、調整を行っているところであります。

昨年の7月には、準備会が、事業協力者の第一候補者を決定しまして、現在、この第一候補者と契約書等を結ぶため、具体の条件として、保留地処分金の目途、事業計画に対する地権者の合意の熟度等について、準備会において協議しているところです。

今後は、この第一候補者と準備会にて、最終的な合意が得られましたら、正式に契約書等を結び、事業協力者の推進のもと、土地区画整備事業を推進する予定であります。

続きまして、「干潟環境の形成について」前回、検討業務委託を実施しました千葉県より、検討状況の説明として、A、B、Cの3つの干潟案について、説明を頂いたところですが、本日は、前回以降の状況について、ご報告をさせていただきます。

平成26年度に、千葉県は、塩浜2丁目地先における三番瀬の干潟化について、実施方法等についての取りまとめを行うべく、干潟環境形成検討業務を委託したところであり、平成27年3月に、成果品として報告書を完成させたところです。

干潟についての概要を分かり易くするため、参考図として資料3をご用意しましたので、合わせてご覧ください。

最終的には、干潟案として8案作成されましたが、前回、県より説明の受けたABCの3つの案に変化形を加えたものでありますので、原形は3つに変わりありません。

本日のお配りした資料では、その中で、千葉県が景観パース図を作成しましたA案とC-1案のイメージ図を掲載しております。

現在、千葉県は、報告書にある干潟化案を基に、市と協議を行っております。

現時点において、事業の実施の有無、事業主体、整備案を含めて、県との合意には至っていないところであります。

市としましては、県とともに、市民が海に親しめる、干潟の早期実現に向けて、引き続き、県と協議してまいりたいと考えております。以上であります。

事務局（榎本）

続きまして、地域整備課の榎本です。地域コミュニティゾーンについてお手元の資料4をご覧ください。

地域コミュニティゾーンの全体面積は約 3.3ha で、運動施設用地、福祉施設用地及び公園用地に分かれております。

今年度は、市川市土地開発公社より 土地の買い戻しが終わり、運動施設用地をスポーツ課、福祉施設用地を障害者施設課、公園用地を地域整備課でそれぞれ管理しております。

整備状況につきましては、運動施設用地は一部を残し、少年野球場として供用を開始しております。福祉施設用地及び公園用地につきましては、整備に向けて準備を進めております。

なお、当課が所管しております公園用地内には、国土交通省が進めているスーパー堤防整備用地が、延長約 65m、幅約 30mの範囲で抵触されていることから、整備時期や整備内容について、国と協議をしているところであります。

これまでの国との協議におきまして、スーパー堤防を先行して整備し、その後に公園の整備に着手していくことで調整しております。このため公園の整備時期につきましては、平成 33 年度以降になるかと思われまます。

また、地域コミュニティゾーンの隣接地には、千葉県が施行している面積約 30ha の江戸川第一終末処理場用地があります。

現在は第 1 期工事として、約 10ha が平成 29 年度までの完了を目指しておりましたが、完了時期が少し延びると伺っております。以上でございます。

事務局（小川課長）

補足をさせていただきます。資料 4 にありますが、私どもが所管しておりますのは、約 1.4ha の公園用地になります。他には福祉施設用地や運動施設用地がございます。全体では 3.3ha ございます。右側には江戸川がございます。そこにできるスーパー堤防が公園用地に抵触してくることになります。国土交通省では、スーパー堤防化については積極的に事業化を進めていきたいという事でございます。私どもでは今年度で土地の買い戻しも終了するところですが、このスーパー堤防化の事業が先行して国が実施し、その後に公園用地の整備に着手する予定でございますので、公園整備事業は 4・5 年先になるものと考えております。

西村座長

それでは何かご質問等ありますでしょうか。

矢板氏

県の下水処理場が、三番瀬の埋立がなくなった関係でいわゆる行徳富士のところになったと聞いておりますが、コミュニティゾーンはそこと一緒の工事になるのでしょうか。

また、下水処理場は外環道路が出来ないと本管が入らないとの話でしたが、外環道路がいよいよ出来るようですので、下水処理場は県の施設かもしれませんが、この絡みで教えていただければと思います。

事務局（小川課長）

通称行徳富士といわれている場所ですが、この区域も含めまして、第一終末処理場の予定地であり、私どもはその北側の3.3haを地域コミュニティゾーンとしております。処理場は平成29年までを第1期工事として進めておりましたが、先日、地元に対し県から説明がありまして、用地買収等の関係もありまして、第1期工事につきましては、若干先延ばしになるとの報告がされたそうです。第2期工事につきましては、まだ計画についてはまとまっていないとの話を伺っております。いずれにいたしましても、この地域コミュニティゾーンに隣接した地域がほとんど処理場として計画する事になります。第2終末処理場につきましては、既に福栄に完成しておりますので、こちらが後ではあります、そういう形で進められております。この処理区域については市川市だけでなく松戸や鎌ヶ谷等の全8市の汚水を一手に受けるような施設になっております。

西村座長

外環道路が出来るのに伴い、下水道の本管が入るのであれば、そのタイミングで工事は一緒に行うのかとの質問だと思います。

事務局（小川課長）

外環道路は、この事業と直結しているものではございませんが、平成29年を目標に道路の工事は進められております。処理場につきましては、行徳富士側の用地の買収はこれから行っていきますので、そういった中では少し先になるのではないかと考えております。

歌代氏

干潟的環境の形成についての資料3にある図面は県も了解しているのでしょうか。

事務局（鈴木）

資料3は、千葉県が作成した資料等を基に、市川市が作成したものであり、干潟については、作るのかどうかも含めて、決まっていない状況です。

前回の懇談会でも、干潟の位置や規模について、このような形でいいのか、東京湾全体から俯瞰的に見てどこが適地なのかという主旨の話もいただいたかと思えます。あくまでこの資料はこの懇談会での説明用の資料です。

歌代氏

その前の段階で、前面に砂を入れる事を、県が認めたのかどうかということです。これがこのまま独り歩きして行くと大変な事になります。

事務局（鈴木）

事業自体行うかどうか決まったものではありません。あくまで千葉県の報告書の資料を添付したものであります。実施するとか砂を入れるのがいいと言ったものではございません。

西村座長

画が出てくると独り歩きしますからね。

風呂田氏

1年前にも、このような物を作ってどうするのかという発言をしたのを思い出しましたが、実際に何の機能をここに期待して市川市は考えているのか。またこのような小規模の干潟の例は東京湾中にありまして、大井の海浜公園や横浜港の中に国土交通省が作った階段式の人工干潟や、規模は大きいですが、幕張の浜や稲毛の浜も似たようなものだと思います。ただ何に使おうとするのか目的をはっきりしないと、特に小規模になってきますと全ての機能をそこで発揮するのは不可能で、例えばお台場の海浜公園は、ビーチ利用をメインに景観を考えて、どちらかといえば遊び場の砂場造成ということになっている。それから、完全な人工干潟的なものと、階段状にしてアサリがたくさん住めるような環境を取り戻したいなど、それぞれ限られた空間の中で、目的に応じた構造と機能を設計するようにしないといけないのですが、この規模でやった場合には、1つの目的に特化した海岸構造を考えないといけないだろうと思います。

全体的に見て今の状況ですと、公園用地の先ですからレジャー的なものが中心で、例えば景観を楽しむだとか、砂浜でのんびりするとか、お台場を見ていると犬の散歩コースになっているのですが、そういったものも含めたものを作ると、そうするとむしろ干潟というよりも、砂浜造成というものがメインになって、潮がひいてぐちゃぐちゃして泥だらけになってはたまらないと、それならそれでまた違う構造にしないといけない。また、干潟的の的がよくわからないのですが、もし生物の生

息環境とするのであれば、どういう生物をここに住んでもらう予定なのか、潮干狩りするのか、鳥がたくさん飛ぶようにするのか、それによってもまた構造が違いますし、使い方も違う。あるいは環境学習の場というものもあったと思いますが、その場合には、その環境学習を支援する施設となってきますと安全対策も必要となってきます。そういったことで、この面積がもし限界とするなら、どういう機能を市川市としては期待するのかをまず絞りこまないと出来上がったものがそれぞれ中途半端となって、作った価値というものが、発揮できなくなる。小規模になればなるほど機能的な絞り方をはっきりとお示しいただかないといけないと思います。

事務局（鈴木）

貴重なご意見ありがとうございます。市としましては、さきほど区画整理のご説明もさせていただきましたが、区画整理も絡めてまちの拠点の1つとして人が海に親しめるような場所が作ればというような考え方をしております。

風呂田氏

ですからどういう親しみをここで発揮するのか、スポーツするのも親しみ、潮干狩りするのも親しみ、ただスポーツと潮干狩りは両立できない。ですから親しむ内容を何にするのか、一過的に訪問される方の為に、いい場所でいい海とするのか、あるいは日常的にここで地域の小学校等の環境学習の拠点とするのかによって違ってきます。

景観的な事を考えれば、堤防がずっと続いていますので、景観的な価値はかなり低下していますので、商業用地に来た人が、ショッピングついでに海に行って、東京湾らしさを楽しもうとしても、構造的に弊害が多すぎる。親しむというものに何を期待されているのか、親しむ質をきちんとしないと中途半端になるだろうと思います。

事務局（小川課長）

貴重なご意見ありがとうございます。私共もこの規模でいいのかどうかという事も含めて、検討してまいりたいと考えております。

確かに現状の干潟の画は約100m幅で海側に50mの規模となっておりますが、この位置づけは、千葉県で、検討にあたりましては、後背地に予定している公園用地の幅員が約100mであり、その前面に既に完成しております階段式護岸がほぼ同じ幅で整備がされました。

かつては西側の三角地に約1haの自然環境学習の場を位置付けておりましたが、これにつきましては、千葉県とも色々議論・協議をした結果、この場での施設整備というのは、千葉県は実施していかないということになりました。市としましては自然環境学習の場を白紙に戻しまして、それに変わるものとして、市川塩浜駅から海側に直線で来るメインの道路、そしてその先に約1haの公園、先程申しました

階段式護岸もございます。そういう事から、そこを市民が海に親しめる場に位置付けしていきたいと考えました。

平成26年度に千葉県が行った干潟化についての可能性の調査を含めまして、ここを一体的な市民が海に親しめる場にしていきたいと考えております。確かに、どのような目的かということにつきましては、いろいろあると思いますが、一つはどのような生物が塩浜の海にいるのかということ、子供から大人まで知って頂きたいという学習の場であると思います。また、形状的には、東浜地先にありますような、いつも砂浜がある人口海浜とは違い、潮の干満により潮が引いた時だけ砂地が出てくる干潟という形にして、常に人が入れる場ではありませんが、かつてこの地域に干潟がありましたので、そういう場所をどこかで市民の方々にも楽しんでもらい、経験していただきたいということが、一つは環境学習の場であり市民が海にもっとも触れられる場として、部分的ではございますが、そういう箇所を築造していきたいという思いで市は考えております。その規模等については、市といたしましてはなるべく広くあればいいという思いはもともとございましたし、今でもございますが、この調査の中では100m幅の中でどういう事があるか、例えば砂がどれくらい波などにさらわれずに残るか等を検証したと県から報告を受けております。

川口氏

今の課長の説明はわかりませんが、さきほど歌代氏から話が出たように、この画が出ると独り歩きすると思います。市川市でははっきりと議会でも干潟を調整するのだと、その干潟は干満の差によって埋没したり出たりする干潟をイメージしていません。私は子供の頃から干潟というものがある中で育ってきましたが、海の中でたった100mの幅だと砂場ですよ。それは市川市がずっと議会等でも取り上げてきた、かつての干潟を創出するという議論とはほど遠いと思います。個人としては、これなら作らない方がいいのではないかと思います。私の記憶だと、護岸から2~300mは出て、幅もかなり大きく言っていたと思います。それが市の思いだけではどうにもならないというのが、さきほどの課長の説明の中から苦しさが出ておりましたが、もう少し画として出してもらって、市川市に持ってくる前に、市川市はこの程度の規模ではなくてという事を言わないと、風呂田先生のお話にもありましたが、100mで何をやるのだという事になりますので、市としての要望をもう少し強く県に言っていただければと思います。

風呂田氏

資料2の区画整理の土地利用は以前に伺った時は商業的な用地にするとのことでしたが、今でも変わりませんか。塩浜駅を降りて、ショッピング利用の空間にするのか、あるいは工場や住宅なのか、どのような利用を考えているのか。それは先ほどの海浜の部分と関係していて、もしも商業用地にするのなら、ここに誘導出来る様な魅力ある海域や干潟を作らないと、歩いてまで海に行こうという人はいませ

んし、もし潮干狩りという機能を重要視するなら、大潮の干潮時のみ混雑するので、駐車場をどうするのか、お客さんの手洗いや着替え場所をどうするのかなど、短期集中型の集客に対する対応を土地利用の中で考えていかないとならない。それをベースにしたショッピングセンターを考えなければいけない。全体像の中でそれぞれがどう有機的に機能するのかという思想が感じられない。その中で干潟的なものだけをイメージしたところで、今まで何十年も前から言われてきた、思いつきの干潟再生利用になってしまい、人工干潟なんてけしからんといつも言われてしまう。

まちづくりの中でここを海浜としてどのように利用するのかとの視点も大事ですし、それがあつて事によってまちがどのような魅力を持てるのかを考えないと、駅から遠いし不便だしなど、最悪のシナリオが書かれていくような印象を傍から見て感じます。

西村座長

この土地利用のもう少し具体的なイメージはあるのですか。

事務局（鈴木）

まだ決まっておられません。土地区画整理の案としてお出ししておりますが、最終決定ではなく、準備会で最後に合意がされたものをお出ししており、事業協力者を入れて、この事業が成り立つのか資金的なものも含めて、現在検討しているところであります。あくまで市としては海辺を取り戻したいとして、海辺の土地を換地した案を作っておりますが、案の中では全て商業的な利用で、周りに商業的な施設がない土地ですので、商業的価値を高めて賑わいのあるまちづくりが出来ればとの考えなのですが、風呂田先生がおっしゃるとおり、具体的にどのように有機的にこの干潟と環境等、市の思いを取り込んでいくのかという事に関しては、今後の課題となっていくと思います。

歌代氏

風呂田先生が言われたとおり、場当たりの計画ではなく、長期を見すえた計画を立てていかないといけないと思います。せっかく換地が出来そうだといいところですので、これから先の将来を見すえた計画を頭に描いて出していかないといいのではないのでしょうか。私はこの市有地の前面の堤防部分の護岸沿い通路とマウンドの植樹を考えて行かなければいけないと思います。そういう事も見すえて計画をしてお話をしたいと思っています。

西村座長

まだ決まりかけの微妙なタイミングかもしれませんが、ここをどういう風にしたかという構想があつて、その構想に向かうように考えていくと。

そのイメージが、今日お集まりの方々から色々な形が出て、それをうまく集める

事でアイデアが豊かになるような使い方を、懇談会はした方が良いと思います。色々な知恵をもらえるような資料の作り方や設問の仕方をすると、色々な建設的なコメントが貰えるので、工夫してもらえればと思います。

川口氏

資料2で色分けしてある市有地1のゾーンは利用計画については出来ていない段階ですか。まったく案も出来ていない段階ですか。

事務局（鈴木）

まだゾーンについても案の段階で決定しておりません。

東氏

資料4の公園用地はスーパー堤防が出来るまで手がつけられないとの話でしたが、スーパー堤防にかからない部分は出来そうな気もするのですが、工事が終わるまで手がつけられないとしたら、どのような公園をイメージされているのでしょうか。随分前の懇談会ではバーベキュー広場との話もあったので、そのようなイメージもお持ちなのか教えていただければと思います。

事務局（小川課長）

地域コミュニティゾーンの中の公園用地についてですが、時期につきましては、やはりスーパー堤防化の事業の進捗によりまして、公園の実施設計にかかっていると考えております。また利用計画については、かつて検討した段階では、園路や芝生広場や休憩が出来る施設も設けながら全体的には多目的に使えるような広場の計画がございました。今後につきましても、ここは公園としての用途の他に災害時の一時避難的な機能も持ち合わせている事は以前にもご報告させて頂きましたが、例えば3・11の様な大規模な災害があった場合の一時的な避難場所や、長期的には仮設住宅等も想定できるのではと考えておりますので、あまり建物を建てたり工作物を多く作るのではなく、基本的には幅広い世代の方々が利用出来る平坦的な広場の公園をイメージしております。

歌代氏

この公園の用地をどう利用するかの懇談会的なものを作る予定はありますか。

事務局（小川課長）

基本的な提案は市の方からさせて頂きますが、何らかの形で地域の皆さまからご意見を頂けるような場を設けていく必要もあるのではないかと考えております。

川口氏

確認ですが、スーパー堤防にかかっているのは用地の5分の1程ですが、他の5分の4の部分もスーパー堤防の工事が完了するまで、公園用地の整備は行わないということですか。

事務局（小川課長）

現在は公園用地においても、暫定的に少年野球のグラウンドとして利用しておりますので、そのような暫定的なものを継続していく事は可能かと考えております。

川口氏

1月に江戸川工事事務所に別件で訪ねた際に、スーパー堤防の計画について尋ねたのですが、所長さんではありませんでしたが、部分的にこの地域を行うとの指定はされたが、事業決定にもなっていないとの事でしたので、それを待っているといつの事になるのかとの危惧をいただきました。

また資料4の色がついていない、処理場緑地とある部分はコミュニティゾーン外ですので、市川市では関知出来ないかもしれませんが、この部分はどのような計画があるかご存知でしょうか。緑地とあるので公園的になるのでしょうか。

事務局（小川課長）

ご質問の緑地部分は、県用地となり、具体的な内容は聞いておりませんが、私もが考えている公園とは別の形での、植樹をするような緑地ではないかと考えられます。事業主体も県になります。

スーパー堤防につきましては、まだ事業認可になっておりませんが、国土交通省では、左岸も市川市クリーンセンターがあり、公共的な施設にからむ場所については早急に実施していきたいとお話は伺っております。

風呂田氏

資料4のスーパー堤防予定部分にはTP+5.86やTP+6.86との記載がありますが、これがスーパー堤防の高さですか。そして公園用地外周部の処理場用地側には、TP4.34とありますが、そうしますとスーパー堤防との高さの差は、公園用地や運動用地から見て、1~2m高いだけで、妙典排水機場近辺はTP+0.78とありますので、全体が4~5mの台地になっていて、そこから1m程で堤防になるのであれば、そのような大工事になると思いますが、どのような行程で行う予定なのでしょうか。

事務局（小川課長）

スーパー堤防の高さについては、既存の堤防とほぼ同じか若干低くなる計画だと聞いております。またスーパー堤防は既存の堤防からなだらかに公園用地内に入ってくる形になります。

風呂田氏

それはわかりますが、コミュニティゾーン全体が TP+4.0 以上で周辺の妙典の住宅地側が TP+0.8 ですと、3m 以上の差がありますので、ゾーン全体が大きな丘として造成されないと高さが維持できないということは、それだけの土盛をどのような時期と方法で行うのかと思ったのですが。

事務局（小川課長）

具体的な設計にはまだ入っておりませんが、既存の立地事体が隣接地とかなりの段差がございます。公園用地に関しましてもトータル的に見ると既存の高さとそれほど差異はなく、隣接する学校とも 3m ほど高さが違いますので、現状の高さと同程度で造成できる計画であります。

西村座長

北側の住宅地から見ると高いということですね。福祉施設用地は道路に隣接しているので少し低く、公園用地とは段差があり、公園用地と運動施設用地はほぼ同じ高さということですね。

事務局（小川課長）

現在、福祉施設用地は、池状になっている部分もありまして、低くなっておりませんが、ここはひな壇あるいは斜めに盛土をして建築する計画だと伺っております。福祉施設については、公園施設や運動施設よりは若干低くなる予定です。

西村座長

この資料だけですと、読み取るのに苦労しますので、意見が出るような図面に工夫していただきたいと思います。

風呂田氏

運動施設部分は県が管理するのでしょうか。

事務局（小川課長）

運動施設は市の施設で、少年野球施設としてほぼ完成し開設しております。

風呂田氏

なぜ、運動施設イコール野球ということになったのでしょうか。

事務局（小川課長）

地域コミュニティゾーンの計画にあたりましては、地元の自治会や地域の方々、千葉県や市川市も含めまして計画を進めましたが、その中で地元から運動施設、特

に少年野球場が行徳地域には不足しているとの要望があり、取り入れたという経緯があります。

3. その他

西村座長

他にご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

いろいろ意見が出ましたので今後の参考にしていただければと思います。

次にその他ですが、その他について何かありますでしょうか。

事務局（小川課長）

本日は丹藤様にご欠席ではありますが、事前に、丹藤様が撮られた豊洲近辺の写真を、懇談会でご紹介いただき、海辺に面したまちづくりの参考にとということで予定しておりましたが、本日ご出席出来ないとの事で、事前に画像データをお預かりしており、コメントにつきましても皆さまへの文書をお預かりしておりますので、皆さまにお配りして、写真はプロジェクターにてご覧いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

<全員了承>

それではご同意をいただきましたので、配布させていただき、画像をご覧いただきたいと存じます。

写真の方は以上になります。海辺の魅力がまちの魅力と高める事例の資料と、新埠頭の開発のプロセスをまとめた冊子もお預かりしましたので、回覧させていただきました。事務局の方からは以上でございます。

西村座長

豊洲や幕張のベイタウンなどはデザインをチェックするチームがあって変なもの建てられないように非常に厳しくチェックしています。ここにもそのようなチームがあって、道路計画あたりからチェックして公園の緑や建物の配置やオープンスペースのデザインや、海の中も全体コーディネート出来ると地域の価値も上がると思います。広さ的にも十分可能ですし、場所的な可能性もあると思います。

京葉線に乗っていても一番海を感じられる場所ですので、ぜひそういう事をやってもらいたいなと思います。

風呂田氏

丹藤さんの写真を拝見しましても、結局そのベイエリアといいますか空間の利用主体は地域住民になっています。懇談会の一番初めにお話させていただいた時に、三番瀬の自然環境を活かすとか、海辺のまちづくりをしていく時に主体は住民になくてはいけないのではないかと、区画整理の予定では、人は住めずに商業地になる

とのことでしたが、もう一度、本当に地域の環境を利用して、地域の環境を自分達の地産として守っていくという主体がいるのであれば、そこに住む人がいなければいけないだろうと、そういったところも開発の視点としてもう一度考えていただけないかと思います。

それが不可能であるならば湾岸全体の商業エリアの中で、ここの魅力があって、ここに競争的な価値を高める何かを作らない限りは返って中途半端なものになってしまう。競争相手が横浜や幕張や、ららぽーとであったりしますので、何の競争価値もないままにここでやるのは非常に生産的なものではないだろうと。どのような形で利用するためには、どういうものを周辺環境も含めて整理していくのか、実際に利用主体は、住民なのか、地域の土地の所有者なのか、外から来る人達なのか、そういった大きな空間スケールの見極めをベースに、実際の海岸のまちづくり、あるいは海浜環境づくりというものを議論できるような、段取りをぜひお考えいただいて、市川や行徳に住んで良いな、行きたいなという話が展開できるような生きた議論の場にしていいただければと思います。

事務局（小川課長）

事務局からは以上でございまして、本懇談会につきましては、平成 28 年度につきましても引き続き開催を予定しておりますので、皆さま方につきましては来年度につきましても、ご出席いただきご意見を頂戴できればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

4. 閉 会

西村座長

いい意見が出ましたので、前向きに考えていただいて、クオリティが上がっていくような議論、そして貢献出来ていると実感できるような懇談会にしていきたいと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

それではこれで、38 回の行徳臨海部まちづくり懇談会を閉会したいと思います。長時間ありがとうございました。